

被災地でのボランティア参加と受入れ

【基本的事項】

- 被災地での災害ボランティア活動には様々な種類がある。災害廃棄物に関連するものとしては、一般家庭の敷地内に散乱した廃棄物の搬出、浸水家屋の床下の泥出し、家屋内の被災した家財の搬出、貴重品や思い出の品等の整理・清掃等が挙げられる。
- 災害ボランティアの活動は、災害廃棄物処理に係る事項が多い。そのため、被災市町村の担当者は、活動開始時点において災害廃棄物の分別方法や排出禁止物（便乗ごみ等）搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法を災害ボランティアに対して事前に説明できることが望ましい。（実際には災害ボランティアセンターを介して伝達することとなる。）
- 災害ボランティアによって被災住宅から出された片付けごみは、運搬車両がないため通常のごみステーションや道路脇に出される場合がある。このことから、被災自治体が設置した仮置場まで搬出（輸送）する方法をあらかじめ検討し、災害ボランティアに周知する必要がある。
- 災害ボランティアに対してアンケートを行った結果、表 1 に示す様に、災害廃棄物の分別・排出等に関して「災害時にどこまで分別すればよいか分からなかった」と回答する災害ボランティアが多い。そのため、災害ボランティアに対して分別の必要性や意義を丁寧に説明し、災害ボランティアが納得感を持って作業を行うことが重要である。

表 1 災害ボランティアが災害廃棄物の分別・排出等に関して困ったこと（上位 3 位まで）

1 位	災害時にどこまで分別すればよいか分からなかった
2 位	集積所（ごみステーション）と仮置場の違い（用語の定義）がよく分からなかった
3 位	どこに土砂を出せばよいか分からなかった

上記は令和 2 年 1 月に災害ボランティア経験者に対してアンケートを行った結果である。アンケートは、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）を通じて、災害ボランティア個人に回答してもらった。アンケート回答者の 70% は、災害ボランティア経験が 5 回以上と経験豊富な災害ボランティアの回答に基づく結果であることに留意が必要である。

出典：「地域間協調ワーキンググループの検討」

（令和 2 年 3 月 3 日、第 2 回 令和元年度災害廃棄物対策推進検討会 資料 5）

- 災害応急対応期（初動期、応急対応（前半・後半））では災害ボランティアが多数必要となる。混乱を招かないために行政・社会福祉協議会・ボランティア連絡会等によって災害ボランティアセンターを設置し、現地ニーズと人材のマッチングを行う必要がある。また、予め災害ボランティア全体の統括者（コーディネータ）を選任し、災害ボランティアへの情報共有と現場での安全管理を行うことが望ましい。

【災害ボランティアセンターでの作業フロー】

災害ボランティアセンターでの作業の流れは大まかに下図の通りである。

災害廃棄物処理の担当者は、災害ボランティアセンターとの連携や災害ボランティアとの関わり方を検討する際の参考にされたい。なお、過去の災害で実際に行われた災害ボランティアとの連携に関するグッドプラクティスを本技術資料の巻末に示した。

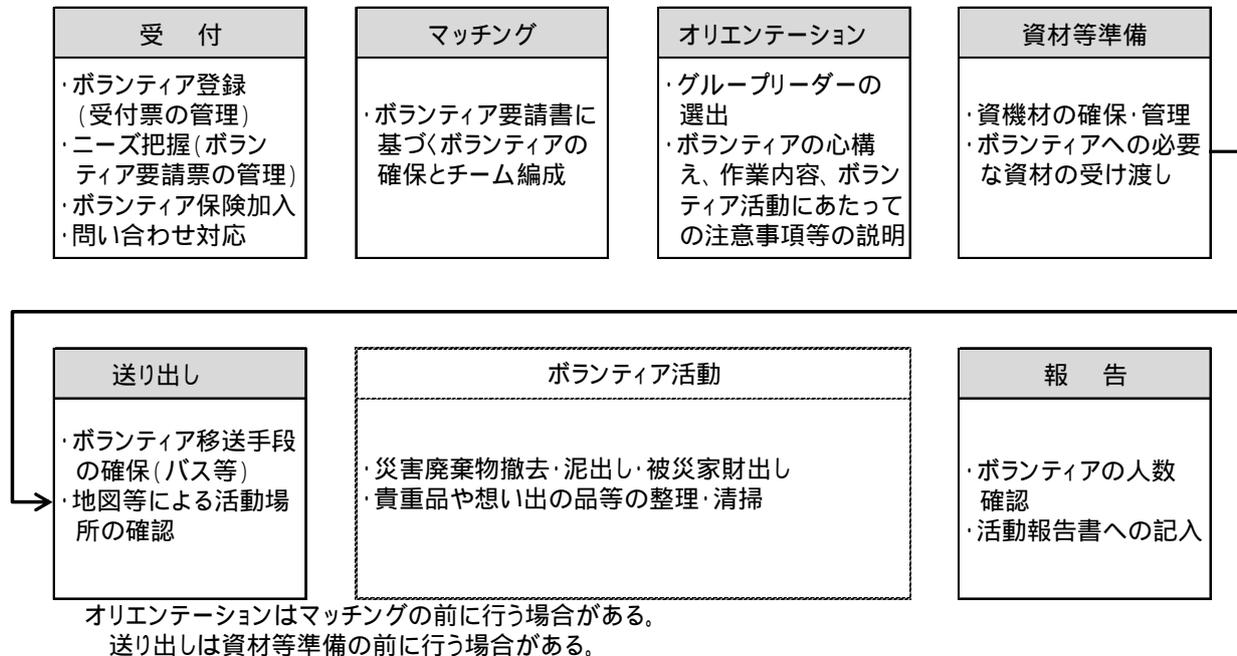


図 1 災害ボランティアセンターでの作業フロー

STEP1 受付・マッチング・オリエンテーション

- ・ 災害ボランティア希望者は、「名前」「住所」「専門技術・資格」「災害ボランティア経験」等について受付票等に記入し、災害ボランティアセンターへ提出する。
- ・ 災害ボランティア要請者は、依頼内容を記入した災害ボランティア要請票等に記入し、災害ボランティアセンターへ提出する。
- ・ 災害ボランティア要請書に基づいて災害ボランティアを確保し、支援先ごとにグループを編成する。
- ・ 災害ボランティアの心構え、作業内容、災害ボランティア活動にあたっての注意事項等を説明する。災害廃棄物の処理に関わる災害ボランティアに対しては、分別方法や排出禁止物（便乗ごみ等）、搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法について説明を行う。

【留意点】

- ・ 災害ボランティアの安全を確保するため、災害ボランティアセンターが設置されるまで、外部からの災害ボランティア受入れは行わない。
- ・ 災害ボランティア希望者は、できる限り仲介団体を利用して現地に赴くことが望ましい。
- ・ 災害ボランティア希望者には必ずボランティア活動保険に加入してもらう。
- ・ 災害廃棄物の撤去現場には、ガスボンベなどの危険物が存在するだけでなく、建材の中には石綿を含有する建材が含まれている可能性があることから、災害ボランティア活動にあたっての注意事項

【技 12】

として必ず伝えるとともに、危険物等を取り扱う可能性のある作業は行わせないこと。

- ・ 近年では水害が多発しており、水害被害を受けた家屋の床下の清掃や室内の乾燥を目的に、床材や壁材を剥がす作業が必要となる場合もある。しかし、その作業には一定の技術や知識が必要となること、家屋の破損や作業者の事故・怪我にもつながりやすく安全管理が必要となることから、災害ボランティアが独断では引き受けず、まずは災害ボランティアセンターへ相談するよう、注意を促すことも必要である。

STEP2 資材準備・送り出し

- ・ 災害ボランティア活動に必要な資機材等を調達し、災害ボランティアへの貸出および在庫管理を行う。
- ・ 地図等で活動場所を確認し、活動先までの移送手段（バス等）を確保する。

【留意点】

- ・ 災害ボランティアの装備は基本的に自己完結だが、個人で持参できないものについては、できるだけ災害ボランティアセンターで準備する。粉塵等から健康を守るために必要な装備（防じんマスク、安全ゴーグル・メガネ）は必要である。

表 2 災害廃棄物関連ボランティアに必要な物資および標準的な装備の例

災害廃棄物関連ボランティアに必要な物資の例
<ul style="list-style-type: none">・ 木工用カッターやノコギリ等（畳や角材の切断、場合によっては木製家具等の破砕のため）・ スコップ（泥の排出のため）・ フレコンバッグ 等泥入れ・ 手押し車・ （場合によってお掃除用の）バケツ・ホース・雑巾・ゴミ袋
災害廃棄物関連ボランティアの標準的な装備の例
<ul style="list-style-type: none">・ 汚れてもよい服装（長袖、長ズボン）、底に鉄板の入った安全靴、帽子・ヘルメット、着替え・ 防じんマスク、安全ゴーグル・メガネ・ 軍手（できればゴム製）、ゴミ袋・ タオル、除菌ウェットティッシュ、消毒液、虫除けスプレー（夏場は必需）・ （災害初期等）テントと寝袋・ 食料、飲料水、簡易トイレ・ 身分証明書（運転免許証、健康保険証等）、常備薬（目薬、うがい薬等）・ ラジオ（余震等の情報をスムーズに得て二次災害を防止するため）等

フレキシブルコンテナバッグの略称。丈夫な化学繊維で織られたシートとベルトより構成される大きな袋で、一般的に、粉末や粒状物の重量物を保管・運搬するために用いられる。土嚢（どのおう）等としての利用もよく見かける。専門店やホームセンターで入手可能である。

STEP3 ボランティア活動・報告

- ・ 派遣先にて指示された災害ボランティア活動を行う。（災害廃棄物撤去・泥出し等）

【技 12】

- ・ 活動終了後は災害ボランティアセンターにて人数確認と活動報告を行う。撤去した災害廃棄物の量（フレコンバッグの数）や種類、搬出先について報告してもらうことで、災害廃棄物の数量管理に役立てることができる。

【留意点】

- ・ 破傷風、インフルエンザ等の感染症予防および粉じんやハエ等衛生害虫に留意する。予防接種のほか、けがをした場合は、綺麗な水で傷を洗い、速やかに最寄りの医療機関にて診断を受けること。
- ・ 津波や水害の場合、被災地を覆った泥に異物や汚物が混入おり、通常の清掃作業以上に衛生管理の徹底を図る必要がある。また、時間が経つほど作業が困難になる場合も多く、災害応急対応期（初動期、応急対応（前半・後半））で多くの人員が必要となる。

参考：

「災害ボランティアセンター運営マニュアル」（平成 20 年 3 月、社会福祉法人 糸魚川市社会福祉協議会）

「災害ボランティア活動ハンドブック」（平成 21 年 3 月、滋賀県災害ボランティア活動連絡会）

「水害ボランティア作業マニュアル」（特定非営利活動法人レスキューストックヤード）

参考URL：

福岡県NPO・ボランティアセンター「ふくおか協働ひろば」『水害時のボランティア活動』：
(<http://www.nvc.pref.fukuoka.lg.jp/kinds/calamity10.html>)

【災害ボランティアとの連携に係るグッドプラクティス】

平成30年7月豪雨における愛媛県西予市の事例

平成30年7月豪雨で被災した愛媛県西予市では、当時、災害対応に当たった関係者（市職員、消防、消防団、ボランティア、自衛隊）が毎朝、一同に会して朝礼を行い、Face To Faceによる災害廃棄物対策の情報共有を図っていた。また災害ボランティアに対しては、朝礼による情報共有だけでなく、片付けごみの分別のちらしを市で作成し、社会福祉協議会から配布した。

その結果、被災初動期から片付けごみをうまく分別することができた。また災害ボランティアにとっては、仮置場での荷下ろし作業が大変であったが、ちらしを配布することで、仮置場へ搬入する廃棄物の種類を限定するようになり、災害ボランティア側の負担軽減にもつながるという効果が得られた。



写真 関係者による朝礼の状況（愛媛県西予市）

平成 30 年 7 月豪雨における愛媛県大洲市の事例

平成30年7月豪雨で被災した愛媛県大洲市では、市が設置した仮置場（陸上競技場）で分別を徹底するため、仮置場における分別方法を示したちらしを作成し、仮置場の入口で搬入者（住民や災害ボランティア）に対して配布した。勝手仮置場の片付けごみの回収は災害ボランティアの力を借りて行ったが、災害ボランティアが回収作業を行う前に、あらかじめ仮置場のレイアウトを提示した。

ちらしの配布前は、防災行政無線やホームページで片付けごみの分別排出を促すものの混合化が進んでしまったが、市が設置した仮置場でちらしを配布するようになってからは目に見える形で分別が行われるようになり、住民の意識も変わった。また、災害ボランティアに仮置場のレイアウトを示すことで、災害ボランティアも仮置場での荷下ろしが行いやすくなり、負担軽減に寄与した。



写真 実際の仮置場での分別状況

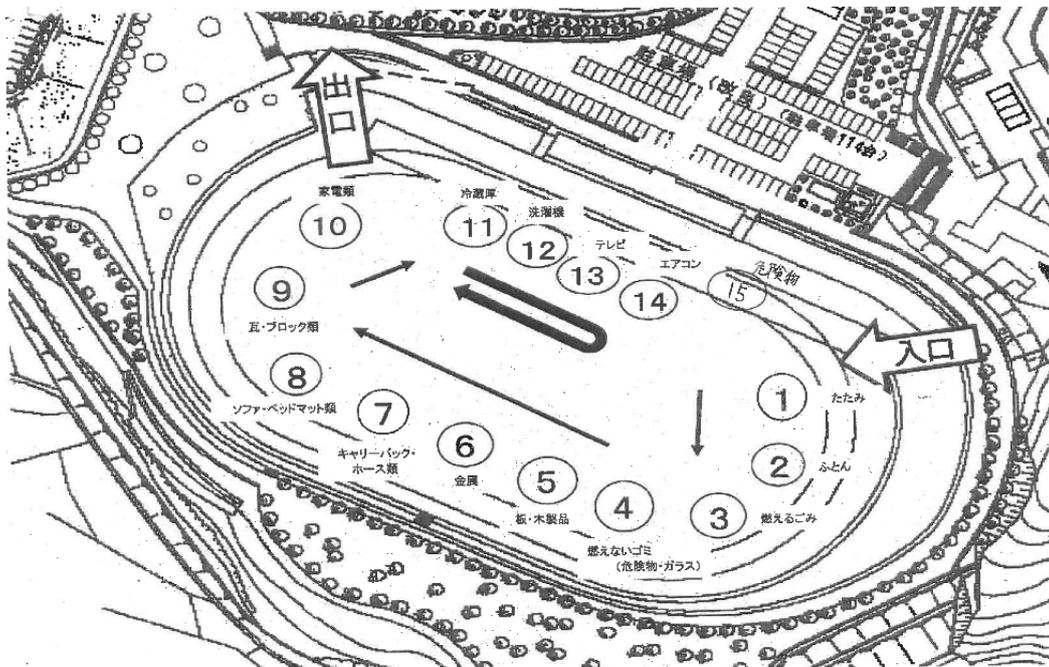


図2 仮置場のレイアウトを示したちらし